

熊警第141号  
令和4年2月17日

「熊本県警察職員の配偶者同行休業の取扱いについて（通達）」の一部改正について（通達）

見出しのことについては、国家公務員における配偶者同行休業の取扱いが改正されたことから、「熊本県警察職員の配偶者同行休業の取扱いについて（通達）」（平成27年4月7日付け熊警第488号）の一部を別添のとおり改正したので、事務処理上誤りのないようになされたい。

別紙

「熊本県警察職員の配偶者同行休業の取扱いについて（通達）」新旧対照表

(傍線の箇所は、改正部分を示す。)

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>1 略</p>   | <p>1 略</p>   |
| <p>2 対象職員<br/>                     休業の対象となる職員は、原則として次の要件を満たす者とする。<br/>                     (1) 申請書において、勤続年数が3年以上であること。<br/>                     (2) 勤務成績が良好であること。<br/>                     (3) 職務に復帰後、おおむね5年在職することが見込まれ、かつ、継続して勤務する意思があること。<br/>                     (4) 以前に休業をしたことがある場合には、<u>前回の休業から職務に復帰後、おおむね5年職務に従事した期間があること。ただし、次に掲げる場合であって、その申請期間が前回の休業の申請期間の範囲内であるとき（次に掲げる場合にあつては、その申請期間の日数が前回の休業が取り消された日から当該休業の申請期間の末日までの日数以内であるとき）</u>を除く。<br/>                     ア 休業の承認が条例第7条第2号又は第3号に掲げる事由のいずれかに該当して取り消された後、出産した子又は育児休業に係る子が死亡した場合<br/>                     イ 休業の承認が休職又は停職の処分を受けたことにより効力を失った後、当該休職又は停職が終了した場合<br/>                     ウ 休業の承認が職員の長期の入院等のやむを得ない事由により当該職員と配偶者とが同居しない状態が当該期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、生活を共に</p> | <p>2 対象職員<br/>                     休業の対象となる職員は、原則として次の要件を満たす者とする。<br/>                     (1) 申請書において、勤続年数が3年以上であること。<br/>                     (2) 勤務成績が良好であること。<br/>                     (3) 職務に復帰後、おおむね5年在職することが見込まれ、かつ、継続して勤務する意思があること。<br/>                     (4) 以前に休業をしたことがある場合には、前回の休業から職務に復帰後、おおむね5年職務に従事した期間があること。ただし、次に掲げる場合であつて、<u>申請期間が前回の休業の申請期間の範囲内であるとき</u><br/>                     _____<br/>                     _____を除く。<br/>                     ア 休業の承認が条例第7条第2号又は第3号に掲げる事由のいずれかに該当して取り消された後、出産した子又は育児休業に係る子が死亡した場合<br/>                     イ 休業の承認が休職又は停職の処分を受けたことにより効力を失った後、当該休職又は停職が終了した場合<br/>                     ウ 休業の承認が職員の長期の入院等のやむを得ない事由により当該職員と配偶者とが同居しない状態が当該期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、生活を共に</p> |

|   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| <p>することができる状態となった場合</p> <p><u>エ 休業の承認が外国における大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の生命若しくは身体に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあること等のやむを得ない理由により職員及びその配偶者が当該外国に滞在しない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより取り消された後、再度の休業をしようとする場合</u></p> | <p>することができる状態となった場合</p> <p>[新設]</p> |
| <p>3～9 略</p>  | <p>3～9 略</p>                        |
| <p>別記様式第1号～別記様式第3号 略</p>  | <p>別記様式第1号～別記様式第3号 略</p>            |